

Ⅱ. 令和7年度 学校経営方針

1. 基本方針

- ・日本国憲法、教育基本法等の教育諸法規・法令に則り、保護者、市民の信託に応える教育を推進し、豊かな心と、自主性・創造性・実践力に富む児童の育成に努める。
- ・児童及び地域の実態を踏まえ、校長のリーダーシップの下、責任ある組織的・計画的な教育活動と全教職員の創意工夫を生かした教育実践を通して、児童一人ひとりの人間形成を図るため、学び続ける教職員とめざす子ども像の具現化に努める。

2. 学校教育目標 『ともに生きる子』

- *集団生活の中で一人ひとりを尊重し、互いのちがいを認め合い、互いを大切にする態度を育む取組を推進する。
- *子どもが主役の学習活動によるユニバーサルデザインに基づいた、すべての子どもたちが「わかる嬉しさ」「できる喜び」が実感できる『授業づくり』並びに、すべての子どもたちの自尊意識(自己肯定感及び自己有用感)を高める『集団づくり』を推進する。
- *『ともに学び、ともに育つ』教育について共通理解を深め、一層の充実を図る。

めざす子ども像

明 る く： 明るく互いに認め合い、自分も友達も大切にする子ども（徳）
たくましく： 健やかな心と体を育み、命を大切にする子ども（体）
考 え る： 自ら進んで学習し、互いに学び合い高め合う子ども（知）

3. 重点目標

「枚方市教育振興基本計画」「学校園の管理運営に関する指針」を踏まえ、次の重点目標を設定する。

(1) 確かな学力と自立を育む教育の充実

子どもが主役の学習活動による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実。「教え」から「学び」への転換に向け、授業改善を推進する。そのため、小中の円滑な接続、幼保こ小の円滑な接続を図り、義務教育9年間を見通した学力向上の取り組みを推進する。

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通じて、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成。

(3) 教職員の資質と指導力の向上

子どもが集中して取り組める授業と安心・安全な学校生活を保障し、規律を重んじた秩序ある学校をめざす。そのため、子どもの規範意識を育むことはもちろん、教職員が児童・保護者・地域との信頼関係を構築できるよう、教育公務員としての倫理観や規範意識の向上に努めるとともに情熱と熱意をもって職務を遂行する。

4. 学校経営の柱(今年度のテーマ)

- (1) 信頼される学校づくり（「スクール・コンプライアンス」の意識）
- (2) 授業改善の日常化（自ら進んで学ぶ子どもの育成）
- (3) チーム招提（組織マネジメントの意識・業務改善の推進）
- (4) 学び続ける教員（OJL の実践＝相互の学び合い）

- (1) 職員一人ひとりが、教育公務員としての高い自覚を持ち、スクール・コンプライアンスの意識を持つことはもちろん、教師として、人として、鋭い人権感覚を磨き、個々の意識の向上に努めなければならない。また、言葉遣い、立ち居振る舞い、服装・佇まい等、これらにおいて、信頼を損ねることのないように心がけ、保護者・地域の皆さまの日頃の協力を感謝し、地域の学校としての責務を果たす。子ども・保護者・地域の願いに応え、「子ども・保護者・地域から信頼される学校づくり」をめざす。
- (2) 教員の授業力向上のための授業改善は、子どもたちの学びを支える教員にとって必須である。学習指導要領の理念である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、授業改善の日常化により、「子どもたち自身が学びを創造する授業＝子どもをアクティブ・ラーナーに育成する授業」を実践する。加えて、ICT活用にも積極的に取り組み、授業改善における日々の成果により子どもたちの学力向上を図る。
- (3) それぞれの職員が個々の得意分野を中心に力を発揮するなど、個性を生かし補い合って機能する学校「チーム招堤」を確立させる。また、すべての職員が「組織マネジメント」の意識を持って組織の目標達成をめざす。そのためにも、それぞれが自分の働き方と向き合うとともに、あるべき働き方をめざし、組織的な業務改善を推進する。
- (4) 経験豊富な教職員の減少、経験の浅い教職員の割合の増加から、様々な知識やスキルの伝承などの取組の重要性が増している。また一方で、経験の差によらず、得意分野を活かして相互に学び合える環境も必要である。教職員が日々アップデートし、資質の維持・向上のために、学び続ける教員として、OJL(On the Job Learning)の実践を行う。

5. 具体的な方策

(1) 学校運営組織の確立

- ① 関係諸法令等の趣旨を踏まえ、適正に職員会議を運営する。
- ② 企画委員会及び校務分掌部会を中心とした学校運営組織を確立する。その組織を機能的に運用し、諸課題の解決・改善に取り組む。
- ③ 週1回のブロック学年会(学年会)を校内組織体制に位置づけ、計画的な学習の進捗状況の管理並びに、系統性・一貫性のある授業づくりや教材研究等、授業改善に向けた取組を進める。
- ④ 「教職員の評価・育成システム」を実施し、教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化を図る。
- ⑤ 教職員間のハラスメント等のない良好な職場環境を維持するとともに、勤務時間管理及び健康管理に努める。

(2) 教職員のサービスの適正化

- ① 教職員の不祥事防止の確認・徹底を図る。
- ② あらゆる機会を捉えて、体罰はいかなる場合においても絶対に許されないということを教職員一人一人に周知徹底する。

(3) 小中一貫教育

- ① 招提中学校区の現状や課題を踏まえ、校区小中学校が連携した指導体制を確立し、義務教育9年間を見通した小中一貫教育での学力向上等に向けた合同研修会及び情報交換・意見交流会等を実施する。

(4) 教育課程

- ① 教育課程を適正に編成する。その教育課程に基づき、学習指導要領に示された内容を適切に指導する。

(5) 確かな学力の向上

- ① 小中一貫・学力向上推進リーダー及び研究推進部を中心に、全国学力・学習状況調査について、全教員で問

題及び結果の分析を行い、児童の実態を把握し、課題に正対した日々の授業改善に取り組む。

- ②落ち着いた環境で学習に取り組むため、「学習のきまり」に基づき、発達段階に応じた学習規律を確立し、徹底を図る。
- ③「学びに向かう力」を育むため、子どもたちの興味・関心・意欲を高めるような教材提示や板書・発問の工夫等の指導の工夫・改善を行う。
- ④学習の基盤となる「計算力・漢字力・ことばの力」等、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と定着を図る。また、聞く力、話す力の育成を図るため、「聞き方」「話し方」等の共通した掲示物を作成・配付し、子どもたちの意識づけを行い、一貫性のある指導を行う。
- ⑤これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に一層取り組むとともに、目標（めあて・ねらい）の提示や、学習の見通しを立てる、ひとりてじっくり考え、発表や話し合いをする、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れ、発達段階に応じた『授業スタイル（授業の進め方）』を研究・実践する。また、「かわり合う力」「学びあう力」の育成にも努める。
- ⑥共通の観点を取り入れた授業参観シートを活用した相互授業参観やビデオ等を活用した授業研究を行う。
- ⑦学力の定着状況を把握するとともに、指導方法の改善・評価活動の充実に活用するため、学期末テスト「招提チャレンジ（国語科及び算数科）」等を実施する。
- ⑧「家庭学習のてびき」について、子どもたち及び家庭への周知を図り、連携、協力して家庭での学習習慣が身に付くよう努める。また、「自主学習ノート」の取組及び放課後自習教室を有効活用し、自学自習力の育成に努める。
- ⑨「来室したくなる」「ずっといたくなる」、居心地のよい学校図書館の環境整備に努める。また、「朝読書」及び「読書週間」を設定したり、外部講師による「ストーリーテリング」等を行ったりして、子どもたちの読書に対する興味・関心・意欲を高め、「ことばの力」や「考える力」を育む読書活動を推進する。
- ⑩新学習指導要領の円滑な実施に向け、趣旨や内容等の十分な理解を図るため、教科部における各教科の研究を進めるとともに、新学習指導要領についての研修を行う。
- ⑪総合的な学習の時間等において、諸外国の文化や習慣等について理解を深める国際理解教育を推進する。
- ⑫情報活用能力を身に付け、各教科等における「主体的・対話的で深い学び」へとつなげるため、タブレットの効果的な活用を図る。また、新学習指導要領に基づき、プログラミング教育の考え方について、理解を深めるとともに、指導方法について研修に努める。
- ⑬中学校への円滑な接続と、より一層、子どもたちの学習意欲・思考力・表現力等を高めるため、高学年を中心に専科指導の取組を進める。また、すべての学年において、交換授業や合同授業など、子どもたちの学びを深める指導方法の工夫に努める。

（6）豊かな心の育成

- ①学校教育全体、とりわけ道德教育及び人権教育を通じて、「自己肯定感・自己有用感」を育む体験的な活動を積極的に取り入れる。そして、教職員が意欲的に児童を「褒める」「励ます」指導を行う。
- ②子どもたちの豊かな心の育成に向け、道德教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、道德教育全体計画について全教職員で共通理解し、「道德科」の年間指導計画に基づいた道德の授業の充実に努める。
- ③「道德科」における質の高い多様な指導方法や評価のあり方についての研究を進めるとともに、「実践事例集」を積極的に活用するなどして、授業の充実に努める。
- ④「道德科」の授業公開を家庭や地域社会へ積極的に行い、保護者・地域の方々の参画などにより、家庭や地域社会と連携した道德教育を進める。
- ⑤「掃除をしっかりとできる」「進んで元気に挨拶ができる」「場に応じた正しい言葉遣いができる」「最後まで粘り強くやりぬく」等の道德性を重点内容として道德の授業に取り組み、道德的实践につなげる。
- ⑥希望と安心感をもって中学校に進学できるよう、中学校と連携する。また、子どもたちが将来に向け、夢や志がもてるよう体験活動を取り入れたたり、地域人材を活用したりするなど、キャリア教育の充実に努める。
- ⑦人権教育の指導にあたって、知識の理解に留まることなく、国や府、市等が作成した資料を活用し、豊かな感性

と高い人権意識を醸成し、具体的場面に直面した時に行動できる態度や技能を身に付けるよう指導・支援する。

- ⑧教職員一人一人が人権意識を絶えず高めるよう心がけるとともに、人権尊重の精神に徹した教育活動の推進に努める。また、豊かな人権意識・感覚をもって教育活動を展開できるよう、参加・体験型等の人権教育の指導方法についての研修を行う。
- ⑨子どもたちの自主的・実践的な活動を促し、ペア学年及び縦割り集団での活動や行事を通じて、子どもたちが集団の一員としての所属感・役割・責任を体得できるよう努め、異年齢集団の育成を図る。
- ⑩いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校に対して、全教職員が一致して、子どもたちとの信頼関係を築き、正しい児童理解のもと、生徒指導主担者を中心とした生徒指導体制により、適切な指導を行う。
- ⑪「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・解消に向け、アンケート調査や個人面談等による実態把握に努めるとともに、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢で指導し、いじめのない学校づくりを進める。
- ⑫不登校の未然防止のため、日頃から児童の状況を把握し、学級や学校の集団づくりに努める。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用するなど、チームによる支援体制を整える。
- ⑬問題行動等の対応については、未然防止、早期発見・再発防止のため、自己指導能力の育成に努める。問題行動等が発生した時には、「生徒指導マニュアル」及び「レベルに応じた問題行動への対応チャート」を積極的に活用し、事実関係の正確な把握と、適切な初期対応、情報共有に努め、生徒指導主担者を中心とした組織的な対応を行う。
- ⑭体罰を許さない指導体制を確立し、児童を真に大切にせる教育活動を展開する。

(7) 支援教育の充実

- ①校内組織体制を整備して、すべての児童、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発を推進し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組を進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点から集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努める。
- ②「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある児童及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図り、合理的配慮の観点から踏まえた支援教育に取り組む。

(8) 健康でたくましい体の育成

- ①健康的で、望ましい生活習慣について、外部講師を招聘し授業を行い、子ども自身に考えさせるとともに、家庭と連携して子ども自らの心身の健康の保持増進を図る実践力を育む。
- ②日々の体育科の授業を充実させることはもとより、業間の体育的な遊び並びに、体育的な行事において、子どもたちの体力づくりを行い、体力向上に努める。
- ③児童の健康管理等について、保護者・主治医・学校医・地域の保健医療機関と十分な連携を図るとともに、本人自らの健康を保持増進できる資質や能力を育成することができるよう、学校保健委員会を開催する。
- ④子どもたちの食への関心や理解を深めるため、農作物の栽培等の体験活動を実施する。栄養教諭を中心に、学校給食を活用した指導や、各教科、総合的な学習の時間等における食に関する指導の推進に努める。
- ⑤アレルギー疾患を有する児童については、大阪府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」や「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」とともに「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」等を有効に活用し、安心して学校生活を送ることができるよう努める。特にアナフィラキシーショック等については、万一の場合、適切に対応できるよう体制を整え、事故防止に努める。
- ⑥地震及び火災等、各種避難訓練を実施し、子どもたちが自らの命を守り抜くための主体的に行動する態度及び自ら危険を回避する力等を育成する。

(9) 研究・研修の充実

- ①学校の課題を踏まえ、校内研究推進体制の確立のもと、授業改善のための授業研究を中心に、校内研究の充実を図り、研究の成果を発表する場として、公開授業・研究協議会を実施する。今年度も、国語科を中心に授業研究に取り組み、今求められる授業への改善及び教員の授業力向上を図る。
- ②国語科の授業研究・研修には、外部講師（大学教授等）を招聘し、研究授業・研究協議会及び講義等を実施す

る。また、「カリキュラム・マネジメント」の研究を推進し、取組について積極的に公開していく。

- ③日常的なOJLによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を整え、初任者及び経験の浅い教職員の育成を図る。併せて、経験の浅い教職員の育成者として教科指導や喫緊の教育課題への対応等、専門性を備えたミドルリーダーの育成に努める。
- ④市教育委員会及び大阪府教育センターが実施する研修を積極的に受講する。受講した内容を校内研修及びブロック学年会等で伝達・実践し、学校全体で研究・研修の充実に努める。
- ⑤学習指導要領に示された、小学校第5・6学年の外国語科及び第3・4学年の外国語活動においては、JTEと連携を図り、指導力・実践力の向上に向けた校内研修や授業研究に取り組む。
- ⑥校内研修においては、市教育委員会及び府教育庁等が実施する研修等を受講した教職員に、その内容を伝達・実践させたり、積極的に講師として活用したりすること等により、学校全体の教育活動を推進するよう努める。

(10) 家庭・地域等との連携

- ①家庭・地域から信頼される学校をめざし、学校行事及びオープンスクールや土曜授業参観、学校・学年だよりやブログ等を通して、学校の取組を積極的に公開し、連携・協力体制づくりに努める。また、教職員が校区祭り、区民体祭や夜間パトロール等の地域活動へ参画し、地域の方々との積極的な交流の推進に努める。
- ②学校をより良い方向に進めるため、授業アンケート及び学校教育自己診断アンケートはもとより、学校評議員による学校運営協議会や保護者代表を加えた学校関係者評価を実施する。また、その結果を公表し、家庭や地域との相互理解を深め、学校評価をいかし、教育活動等の自律的・継続的に改善を行うPDCAサイクルに基づいた「地域とともにある学校園づくり」の視点からの学校経営を推進する。
- ③地域人材やゲストティーチャー等の積極的な活用を努め、特色ある教育、特色ある学校づくりを効果的に推進する。
- ④保護者や校区コミュニティ協議会等の協力を得て、校区の安全見守り活動等、地域と一体になった子どもたちの安全確保の取組を推進する。
- ⑤通学路安全マップの作製及び地区児童会、交通安全教室を実施し、交通安全指導に取り組む。また、通学路の点検を行い、関係機関と連携し、安全確保に努める。

6. 学校教育目標の具現化に向けた学校運営組織

(1) 職員会議（補助機関）

[1] 位置づけ

- *「枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」に基づき運営する。
- *校長の職務の円滑な執行を図るため、校長が招集し、主宰する。
- *学校の管理・運営などに関する方針等を伝達・周知する。
- *学校教育の方針等、校務に関する事項について教職員間における意志疎通、共通理解の促進、意見交換等を行う。

[2] 留意事項

- *教職員は、職員会議で議案を提出したり、意見を表明したりすることができる。
- *議案は、各部会、ブロック学年会（学年会）等で企画、立案したのち、企画委員会で提案する。企画委員会を通過していない案件の職員会議での提案は原則として採り上げない。
- *職員会議の円滑な運営を図るため、議案の提案者は事前に提案方法や時間等について首席（議長）と十分協議する。また、首席（議長）は校長に運営方法について事前に了解を得る。
- *職員会議に欠席、遅刻する場合は、管理職の承認を得るとともに、首席（議長）に連絡する。
- *書記は、会議録を作成する。職員会議を欠席した教職員は、会議録で内容を把握し、確認しておく。

(2) 企画委員会（提言機関・調整機関）

＊本委員会の構成メンバーは、原則、校長、教頭、首席（教務主任）、3部会部長、低・中・高学年ブロック主任、生徒指導主事、支援教育コーディネーター、養護教諭、学校事務職員からなる。必要に応じて、他の教職員の出席を求めることがある。議長は首席とし、会を進行する。

＊議長は、職員会議の円滑な運営のため、職員会議で提案する事項について事前に提出させる。

＊事前に提出された提案事項や学校の諸課題について意見交流を行い、議案の精選、調整を図る。

(3) 学校における首席の役割と職務内容について

①首席は、校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務について教職員のリーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その校務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して、必要な指導・総括にあたる。

②首席は上記の職務を遂行するため、学校運営において次に掲げる職責（機能）を担う。

ア.意思決定支援：学校の意思決定を迅速化するため、教職員の意見のとりまとめ、及び教職員に対する校長の学校運営方針の具体化

イ.校務等の調整：各々の分掌等における横断的・総合的な調整

ウ.相談支援・人材育成：教職員が抱える仕事上の問題点や悩みを把握した上での適切な指導・助言

エ.渉外・広報：地域の窓口として、学校の教育活動、地域活動等の情報提供・説明

③職務の具体的な内容は、各学校の実情に応じ、校長が決定する。

(4) 学校における主任等の役割と職務内容について

①主任は、校長の監督を受け、それぞれの分担する職務に係る事項について、学校内における連絡調整及び関係教職員に対する指導、助言に当たる。

②主任は学校組織上の中核という責任のある立場に位置し、その専門的能力や指導力を十分発揮することによって、学校運営の円滑化に資するとともに、教育活動をより充実、活性化させることが期待される。

＊具体的な職務内容は次のとおりである。

[1] 教務主任

①校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

②校長の監督を受け、当該学校の教育計画の立案・実施・時間割の総合的調整、教科書・教材の取扱い等、教務に関する事項について教職員間の連絡調整に当たるとともに、関係教職員に対する指導、助言に当たるものであること。

[2] 学年主任

①校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる

②校長の監督を受け、学年の経営方針の設定、学年行事の計画・実施等当該学年の教育活動に関する事項について、当該学年の学級担任及び他の学年主任、教務主任、生徒指導主事等との連絡調整に当たるとともに、当該学年の学級担任に対する指導、助言に当たるものであること。

[3] 保健主事

①校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。